

豊川市有価物回収事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収運動を展開し、実績を上げた団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市有価物回収事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、豊川市内に活動拠点を持ち、営利を目的としない団体で、次に掲げる要件を備えていること。

- (1) 有価物回収を1年度に2回以上実施すること。または、複数の団体で協力して1年度に2回以上実施すること。
- (2) 一般家庭の有価物を回収すること。

(実施計画書)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体（複数の団体で協力して事業を実施するときは、代表となる団体。以下「申請者」という。）は、毎年度、有価物回収実施前に、有価物回収事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助対象品目及び補助額)

第4条 補助対象品目は、次のとおり（ごみ・資源ステーションからの持ち出し、及び事業所や商店からの排出によるものを除く。）とする。

新聞、ダンボール、牛乳パック、雑誌などの紙類、金属・缶類、布類、ペットボトル、白色トレイ、びん類

- 2 補助額は、補助対象品目ごとの重量（ただし、びん類については、重量によりがたい場合、次表の区分により本数に1本あたりの換算率を乗じて得た重量）を合計し、これに1キログラムにつき5円を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

びんの種類	1本あたりの換算率
2リットルびん、1.8リットルびん	1キログラム
ビール大びん、1リットルびん	0.5キログラム
900ミリリットルびん	0.4キログラム
上記以外のびん	0.3キログラム

(交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、有価物回収事業実施後、豊川市有価物回収事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）に業者の取引伝票を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、有価物共同集荷計算書（様式第3号）を作成の上、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川市有価物回収事業補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第8条 市長は、第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）からの請求により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川市有価物回収事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市有価物回収事業補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市有価物回収事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。